

第 13 号様式（第 31 条関係）

大磯町監査公表第 7 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定より、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 7 月 17 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類
定期監査

2. 監査の対象部課等
選挙管理委員会事務局

3. 監査の範囲及び事務
平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された平成29年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間
平成30年5月22日から平成30年6月22日まで

5. 監査の方法及び監査項目
平成30年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。
なお、監査に際しては、監査対象課である選挙管理委員会事務局より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要
選挙管理委員会定例会、臨時会の開催、各種選挙の執行管理及び啓発に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果
平成29年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望)

- ・併任書記は、本来業務と選挙業務が重なり本来業務に支障を生じることも考えられるため、併任書記の業務見直しなどの検討を望む。